

交通事故防止チラシ（小型モビリティ編）



令和5年7月1日から小型モビリティの
新たな交通ルールが適用されました。

小型モビリティの新たなルールの詳細は、こちらを読み取ってください。



特定小型原動機付自転車

車体の大きさ	車体の構造
長さ：190cm以下	原動機として、定格出力が0.6kW以下の電動機を用いること
幅：60cm以下	20km/hを超える速度を出すことができないこと
(※)最高の速度設定に応じて、点灯・点滅が切り替わるもの	構造上出すことができる最高の速度を複数設定することができるものにあっては、走行中に設定を変更することができないこと クラッチの操作を要しない機構がとられていること 道路運送車両の保安基準に規定する最高速度表示灯（※）が備えられていること



特例特定小型原動機付自転車

特定小型原動機付自転車のうち、一定の要件（最高速度の制御（6km/h）、それに連動する表示が点滅している等）を備えたものは、「特例特定小型原動機付自転車」として、歩道と路側帯（※）を通行することができるよ。



歩道及び路側帯通行時は最高速度表示灯を緑色点滅させる。



注意

※歩道の通行は、道路標識等によって通行が認められている場所（自転車通行可の歩道等）に限られる。

パトネットあいちから最新の交通事故情勢入手して自己防衛に努めよう！

こちらを携帯電話
から読み込んで
空メールを送るだけ！



【パトネットからの配信内容】

- ★不審者情報……声かけ、痴漢など児童や女性が不安を感じる情報
- ★犯罪情報……特殊詐欺、侵入盗等身近な犯罪に関する情報
- ★交通事故情報……交通事故の内、住民に注意喚起の必要がある情報
- ★緊急危険情報……住民に緊急に注意を呼び掛ける必要がある情報



愛知県警察